

I 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定式の改定

1 概要

受注者の健全な育成と更なる工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格に係る算定式について改定する。

2 現行及び改定

【土木工事】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.55</u>	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.68</u>

【建築工事】

	現 行	改 定
算定式	直接工事費 × 9/10 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 【直接工事 × 1/10 + 現場管理費】 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.55</u>	直接工事費 × 9/10 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 【直接工事 × 1/10 + 現場管理費】 × 0.9 + 一般管理費 × <u>0.68</u>

【最低制限価格の設定範囲】

	現 行	改 定
設定範囲	予定価格の10分の <u>7</u> から10分の <u>9</u>	予定価格の10分の <u>7.5</u> から10分の <u>9.2</u>

※1 異種工種を一括して発注する場合は、各工種ごとに算出した最低制限価格の合計額を最低制限価格とする。

※2 工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じる。

3 特例措置

	現 行	改 定
内容	土木一式工事（災害復旧工事含む。）、建築一式工事（解体工事含む。）等、 全ての工事について補助事業または単独事業及び発注金額にかかわらず、上記の算定式から求められる額の率に3%加算した率をもって算出した額を最低制限価格とする。ただし、3%加算した率が90%を超える場合は、90%とする。	廃止とする。

4 実施時期

令和5年4月1日以降、入札公告及び入札通知を行うものから適用。

Ⅱ 測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る最低制限価格の算定式

1 概要

受注者の健全な育成と更なる業務の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、次のとおり最低制限価格を設定しています。

2 算定式

【測量業務】

	現	行
算定式	直接測量費 × 1.0 + 測量調査費 × 1.0 + 諸経費 × 0.48	

【土木関係の建設コンサルタント業務】

	現	行
算定式	直接人件費 × 1.0 + 直接経費 × 1.0 + その他原価 × 0.9 + 一般管理費 × 0.48	

※ただし、平成23年8月以前の費目構成により積算する業務については、次の算定式による。

$$\text{直接人件費} \times 1.0 + \text{直接経費} \times 1.0 + \text{技術経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6$$

【建築関係の建設コンサルタント業務】

	現	行
算定式	直接人件費 × 1.0 + 特別経費 × 1.0 + 技術料等経費 × 0.6 + 諸経費 × 0.6	

3 適用年月日

平成29年10月1日から適用する。